

平成23年度7月期（現行第65期）司法修習生及び平成23年度11月期（新第65期）司法修習生考試応試心得

（実務修習地が大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山である平成23年度11月期（新第65期）司法修習生）

平成24年9月20日 司法修習生考試委員会

第1 日時及び場所

1. 日時

実施年月日	考試科目	着席時刻	考試時間
平成24年11月19日(月)	民事裁判	9時45分	10時20分から12時まで 及び
〃 11月20日(火)	民事弁護	9時45分	
〃 11月21日(水)	刑事裁判	9時45分	13時から17時50分まで の6時間30分
〃 11月22日(木)	検 察	9時45分	
〃 11月26日(月)	刑事弁護	9時45分	

着席時刻までに、各自所定の座席に着く。

なお、各考試日とも、12時から13時までの1時間を昼食時間とし、昼食時間中の答案作成を認める。

2 場所

新梅田研修センター

（所在地及びアクセスについては、別紙第1「新梅田研修センターについて」参照）

第2 応試心得

1. 受験科目

応試者は、第1の1の全考試科目（5科目）を受験する。

2 持参する物

(1) 考試受験票

(2) 筆記用具等

ア 答案作成には、黒インクのペン（ボールペン、サインペン又は万年筆を含む。ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用する。

イ 草稿用等として、アのほか、黒以外の色のペン類、鉛筆、色鉛筆、消しゴム及び定規の使用を認める。

ウ 時計は、時計機能（あらかじめアラーム機能は切っておくこと。）だけのものだけに限り使用を認める。なお、ストップウォッチ機能の使用は認めない。

エ 防寒具（カイロを含む。）、薬（注射によって摂取するものを除く。）、冷却シート・湿布

(体に貼りつけるもので、匂いが他の応試者の迷惑にならないものに限る。)、クッション、座布団、腰当て、スリッパ、マスク、ティッシュペーパー、耳栓(係員等の指示が聞こえるよう留意して使用すること。)及び拡大鏡(虫眼鏡)については、持込みを認めるが、試験室係員が適宜点検する(係員の指示に従わない場合はその物の使用を禁止する。)

オ アからエまでの筆記用具等以外の一切の私物の使用を禁止する(筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付せん、クリップ、ステープラ、扇子、うちわ、手袋の使用も認めない。)。

使用が認められた筆記用具等以外の私物を持参した場合は、着席時刻までにすべてかばんの中にしまう。

(3) 昼食等

ア 各考試日とも、昼食を持参する(考試会場の近くには昼食を販売している店(コンビニエンスストア等)が少ないので注意すること。)

イ 飲み物(開栓後に再度の密閉が可能なものに限る。)、あめ、ガム、栄養調整食品等の簡易に摂取可能で、匂い、音等が他の応試者の迷惑にならない飲食物の持込みは認める。

(4) 通信機器等の持参の禁止

各考試日とも、試験室への携帯電話、PHS、タブレット型パソコンなどの通信機能を有する電子機器(以下「通信機器等」という。)の持込みを禁止する。通信機器等を持参した場合は、各試験室係員が預かるので、その指示に従う。

通信機器等の所持を不正行為とみなす旨の告知があった後、これらを所持している場合は、不正行為とみなすから十分注意すること。

3 貸与資料

各科目について、次のとおり資料を貸与する。

- (1) 全科目 『デイリー六法 平成24年版(三省堂発行)』
- (2) 検 察 『平成21年版 検察講義案』
- (3) 民事弁護 『弁護士職務基本規程』

4 試験室及び着席位置

(1) 試験室

別紙第2の考試試験室配置図のとおり

(2) 着席位置

別途配布する考試受験票記載の着席番号のとおり

第3 応試要領

別紙第3の応試要領記載のとおり

第4 その他の注意事項

- 1 応試者は、考試期間中、第2及び第3で示した場所のほか立入禁止と表示された区域に入ってはならない。締め切られた出入口及び利用が禁止された階段を通行してはならない。
- 2 応試者は、考試期間中、特例措置を受けた者を除き、エレベーターを使用してはならない。
- 3 応試に当たっては、この応試心得によるほか、係員の指示に従う。
- 4 不正行為を行った者については、当該応試日における応試を中止させることがある。また、考試結果が無効とされることがある。
- 5 考試期間中は、試験室への物品の搬入等に当たる係員の進路を妨げないように注意する。
- 6 考試期間中に気分が悪くなった場合には、係員に申し出てその指示に従う。
- 7 各考試日とも軽装（例えば、上着及びネクタイを外すこと等）で受験しても差し支えない。
- 8 応試者は、考試期間中、JR大阪駅と新梅田研修センターとの間の無料直通シャトルバスを利用してはならない。
- 9 考試期間中の特例措置及び着席時刻から退出の指示があるまでの間の喫煙については、9月3日付け「平成23年度7月期（現行第65期）司法修習生及び平成23年度11月期（新第65期）司法修習生考試における受験票配布及び特例措置について（事務連絡）」に記載のとおりであるので、同事務連絡を参照する。
なお、喫煙場所は、外階段の2階と3階の間の踊り場（3箇所）である（別紙第2参照）。
- 10 病気又は事故により応試できなくなった場合や着席時刻に遅れる場合等は、速やかに次の司法修習生考試委員会庶務に届け出る。
考試期間前→最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係 03(3264)8111（内線3323）
考試期間中→新梅田研修センター内考試事務室 [REDACTED]
- 11 家族等との緊急の連絡については、考試事務室において取り次ぐ。
- 12 応試者は、事前に応試心得を熟読し、これに記載されている事項について司法研修所事務局等に照会することのないよう注意すること。

第5 考試再受験のための再採用について

標記の再採用については、以下の運用を前提として取り扱われる。

「考試は、原則として、連続して3回まで受験することができる。

ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、考試の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該考試については、受験回数として数えないものとする
ができる。」

以上

(別紙第1)

新梅田研修センターについて

◆所在地：〒553-0003 大阪市福島区福島6丁目22番20号

◆電話番号：06-4796-3371

※ただし、考試に関する問い合わせ及び連絡は、以下の番号にかけること。

〔考試期間中〕 XXXXXXXXXX (新梅田研修センター内考試事務局)

〔考試期間外〕 03-3264-8111 (内線3323・3386)

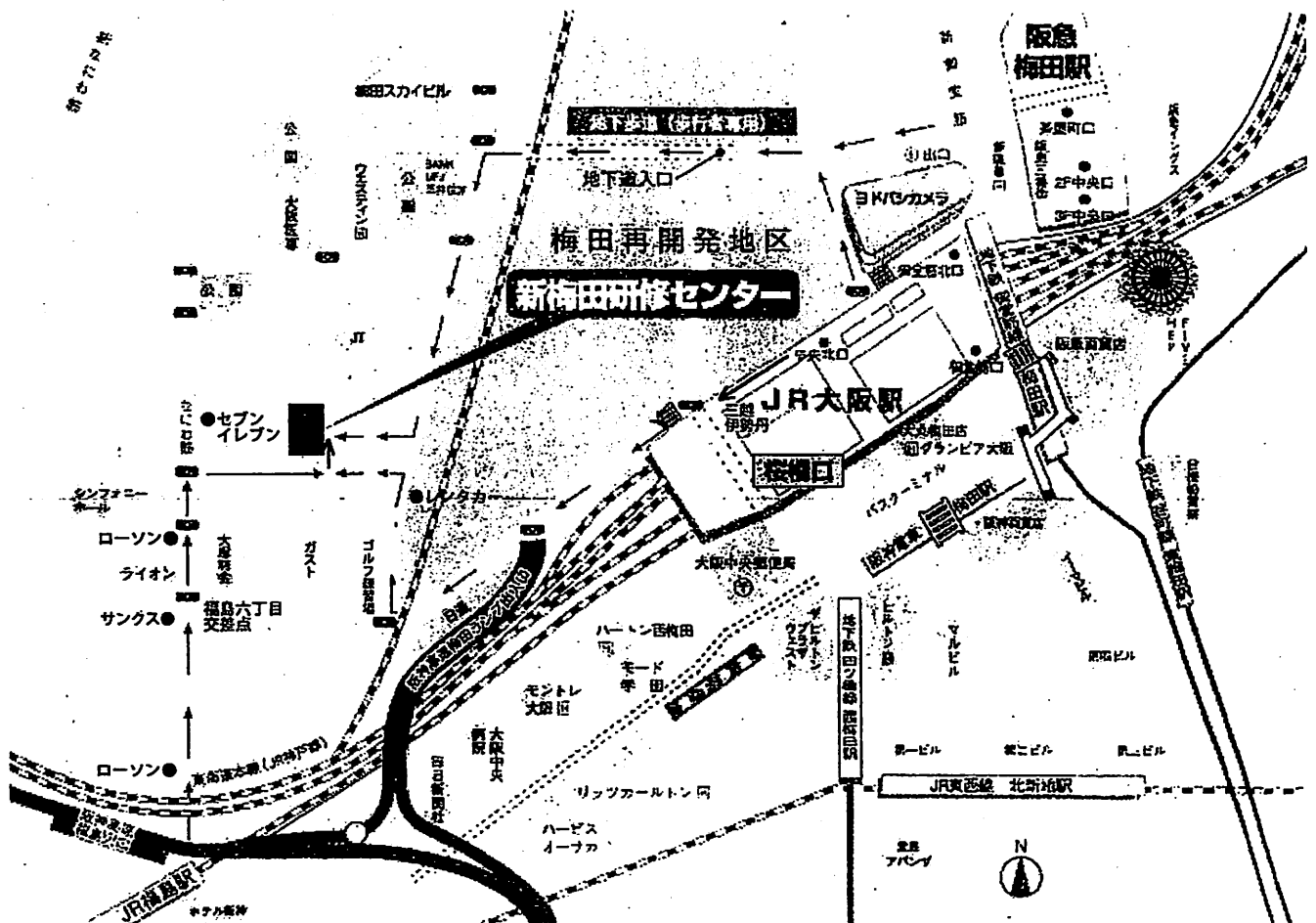
(最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係)

(注：新梅田研修センターでは、アクセス案内以外の問い合わせ及び試験室の下見には応じることはできないので注意すること。)

◆シャトルバスの利用について

考試期間中、JR大阪駅と新梅田研修センターとの間の無料直通シャトルバスを利用してはならない。

◆アクセス



● JR大阪駅 (桜橋口) から徒歩約12分

● JR環状線福島駅から徒歩約7分

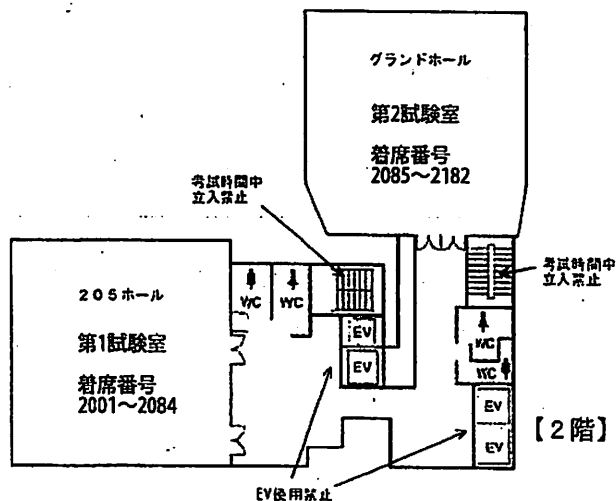
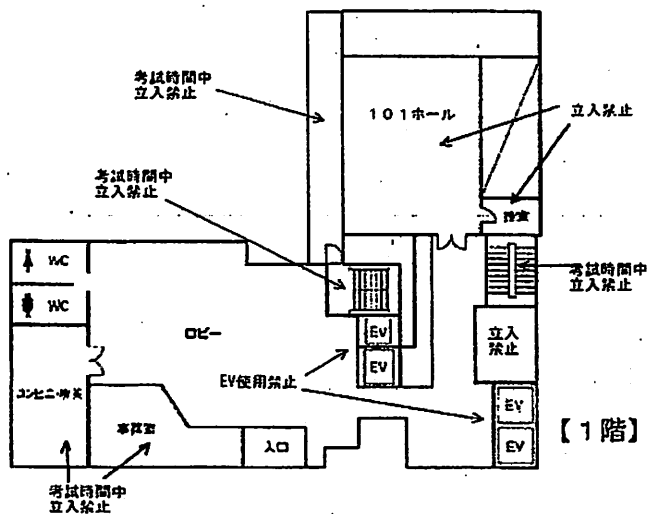
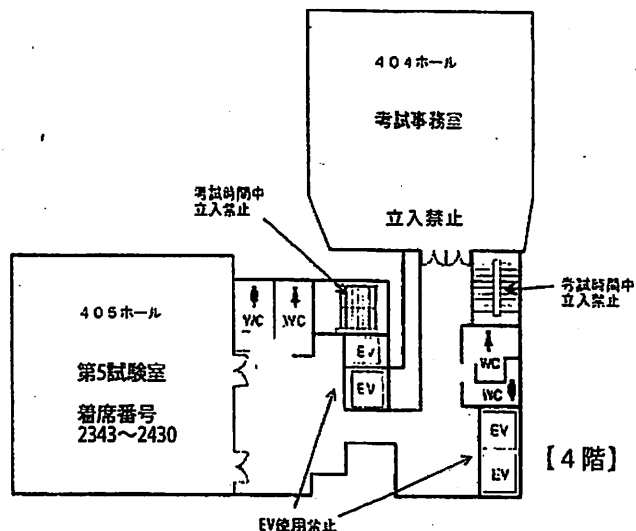
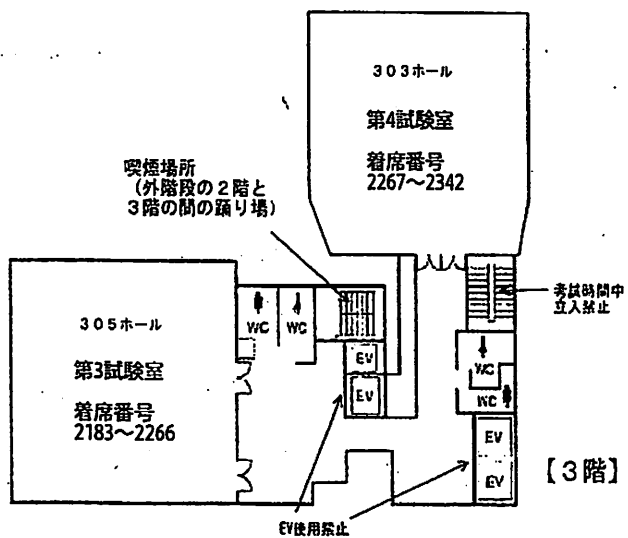
◆参考 (新梅田研修センターへのアクセスについて)

URL : http://www.temmacenter.com/shin_umeda/access/index.html

(別紙第2)

考試試験室配置図

(新梅田研修センター)



※ 「考試時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

※ 喫煙場所(外階段の2階と3階の間の踊り場)は、喫煙を許可された者以外、考試時間中立入禁止

※ 試験室は、当日、会場で確認すること。

応 試 要 領

	時間	項目	番号	説明
着席時刻～退出指示	9:45)	指退出	1	係員に無断で試験室から退出してはならない(トイレや、第4の9により喫煙許可を受けた者が喫煙のために途中退出する場合も、挙手の上、係員に申し出た上で退出すること。)
			2	昼食等のための外出並びに館内のコンビニ、喫茶及び自動販売機の使用を禁止する。
			3	応試者相互の談話は、試験室の内外を問わず絶対に禁止する。これに反した場合は、不正行為とみなす。
			4	貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又はそれらを故意に他の応試者に閲読させることを禁止する。これに反した場合は、不正行為とみなす。
試験室への入室等	8:30)		1	応試者は、1階入口から新梅田研修センターに入場し、9時30分まで1階ロビー又は2階から4階の各試験室前の廊下で待機する。 (試験室準備のため、試験室への入室は認めない。)
			2	9時30分以降、各試験室に入室する。
			3	404ホールは考試事務室とするので、その付近には近付かない。
着席時刻～考試開始	9:45)		1	着席時刻は、必ず遵守する。遅刻した者は、当日の考試に応試させないことがあるから十分注意すること。
			2	着席時刻になったら、各科目ごとに應試に当たっての注意事項を説明するため、特段の事情がない限り、試験室からの退出を認めない。
	10:20		3	注意事項の説明中に、係員が、答案表紙、答案用紙、草稿用紙、記録、貸与資料及び付せん(2色、大きさは約75ミリメートル×約14ミリメートル)を配布する。ただし、民事裁判科目、刑事裁判科目及び刑事弁護科目については、デリー六法以外の貸与資料の配布はない。
	4		問題用紙配布後、考試開始の合図があるまで問題用紙に触れてはならない。	
考試開始～考試終了	10:20)	答案作成に関する注意事項	(1)	配布した貸与資料には一切書き込みをしない(記録には書き込みをしても差し支えない。)
			(2)	配布した問題、記録、貸与資料等を試験室外に持ち出さない。
			(3)	答案は、特に指示のあった場合を除き、1行おきに記載する。
			(4)	答案のページ数は、プリントを含めた全ての答案用紙の中央下のページ数記入欄に、通し番号で記載する。
			(5)	不正行為の誤解を受けないよう、配布した問題、答案用紙及び使用が認められた筆記用具等(デリー六法のケースを除く。))は、各自の机の上に置く(机脇の通路上やかばんの上に置いたりしてはならない。)
			(6)	答案用紙、草稿用紙及び付せんに不足が生じた場合は、係員に申し出ること。
			(7)	指定の筆記用具以外で記載し、又は指示された以外の箇所に必要事項以外の記載をした場合(応試者の氏名等)、答案が無効とされることがあるので注意すること。
	17:50)		2	途中退出を認める旨の告知があった後は、考試終了時刻前に答案を提出することができる。途中退出を希望する場合には、随時係員に申し出て、その指示に従い、答案、記録等配布したものを全部所定の場所に提出した上で、退出する。ただし、考試終了時刻15分前以降は、答案の提出を認めない。
			3	終了の合図があったら、直ちに答案作成をやめる。考試時間終了宣言後の答案作成(ページ数等の記載、綴り込み、綴り直し、挟み込み等を含む。)は、絶対に禁止する。
)		4	答案の回収は、試験監督者による考試時間終了宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみにつき行う。考試時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み、綴り直し、挟み込み等は、一切認めない。
			5	考試終了後は、係員の指示に従い、答案、記録等配布したものを全部提出する。係員が全員の答案等を回収し、退出の指示をするまで自席で待機する。
)	1
	2			自席以外(喫煙場所を含む。)での飲食(飲み物、あめ、ガム及び栄養調整食品等を含む。)は禁止する。
の退出 試験室)		1	応試者は、考試終了後、各試験室から階段を利用して1階に降り、速やかに退出する。
			2	404ホールは考試事務室とするので、その付近には近付かない。